

会議録

会議の名称	令和元年度 第2回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	令和元年8月6日(火) 19:00~21:00
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>【委員】須加委員(会長)、熊田委員(副会長)指田委員、浅野委員、海老澤委員、清水文子委員、平委員、山下委員</p> <p>【事務局】健康福祉部長、健康福祉部ささえあい健康づくり担当部長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、健康課長、健康福祉部主幹、生活福祉課調整係長、高齢者サービス係長、同係主事</p>
議題	諮問事項についての審議
会議資料の名称	<p>資料1 過去3年間の介護保険要介護・要支援認定状況</p> <p>資料2 平成30年度高齢者住宅改造費給付事業(浴槽交換)申請者の年齢内訳</p> <p>資料3 高齢者住宅改造費給付事業(浴槽交換)の利用者負担割合を変更した場合に想定される負担割合別件数内訳</p> <p>資料4-1 住宅改修事業・日常生活用具給付事業の変遷 (1)住宅改修事業の変遷</p> <p>資料4-2 住宅改修事業・日常生活用具給付事業の変遷 (2)日常生活用具給付事業の変遷</p> <p>資料5 武蔵野市・府中市・調布市の日常生活用具給付実績</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○事務局 配布資料に基づき概要説明をさせていただく。 — 事務局より説明 —</p> <p>○会長 本来の答申として求められている負担割合について、第2回保健福祉審議会の会議資料を踏まえて、市単独施策と介護保険との整合性を持たせた負担割合とすることについて、審議をお願いしたい。</p> <p>○委員 資料5「武蔵野市・府中市・調布市の日常生活用具給付実績」で、調布市は用具ごとに対象者の基準が細かく設定されているが、西東京市は細かく設定されているのか。</p> <p>○事務局 西東京市では、日常生活用具の内容や性能については細かく設定されているが、対象者の基準に関しては細かく定められていない。</p>	

○委員

調布市のように明文化していると利用者も納得するのではないかと思う。

○事務局

調布市は介護保険対象種目以外の種目が多いため、細かく設定されているように見えている。

○委員

住宅改造費給付事業や日常生活用具給付事業を利用したいと思ったときにどこに相談すればよいのか。

○事務局

要介護認定者はケアマネジャー、要支援認定者は地域包括支援センターなどが相談を受け、案内をしている。市に直接相談に来られた場合は、訪問調査時などに関係機関につないでいる。

○会長

介護認定で非該当とされた方はどこに相談するのか。

また、日常生活用具給付事業については介護保険制度導入以前に用具ごとに明記されたチラシがあったはずだが、現在はあるのか。

○事務局

事業案内は「介護保険と高齢者福祉の手引き」に載せているが、用具ごとの詳細までは明記されていない。

○会長

日常生活用具のイメージがしにくい。

非該当の方の相談先は高齢者支援課が窓口になるのか。

○事務局

非該当の方に関しても地域包括支援センターで対応をしている。

日常生活用具給付事業の内容に関しては、細かく明記するなど検討の余地があるかと思う。

○委員

「西東京市 暮らしの便利帳」にも事業のことが記載されていたかと思う。それが活用されているかは疑問ではある。

○事務局

「暮らしの便利帳」に事業は記載されているが詳細は明記されていない。詳細に関しては高齢者支援課に問い合わせいただくこととなる。

○会長

前回、日常生活用具給付事業に関しては給付実績がゼロであり、丁寧な案内が必要であるという指摘があった。実績のある住宅改修費と住宅改造費の部分が2割、3割負担を導入するかどうかの主な論点になると思う。そのあたりの意見はどうか。

○副会長

資料4-1、4-2「住宅改修事業・日常生活用具給付事業の変遷」について、平成2

年頃からは負担割合が生計中心者の所得状況に応じて0割から10割までであった。介護保険の導入に伴い、1割負担に合わせたが、非課税の人へは3%負担と若干の配慮が見られた。つまり、介護保険導入前までは負担能力に応じて負担をするという制度だったと想定される。介護保険の負担割合も2割・3割負担が導入されている中で、負担能力に応じた負担とするという考え方を踏襲すれば、負担割合について2割・3割を入れるということになるのでないか。一方で、非課税の人への配慮があった経緯のなかで、負担が難しい低所得者に対してどのように配慮するのかが論点となるのではないか。

○委員

一律に介護保険に合わせることはないということか。

○副会長

そのとおりである。ただ、政策的には介護保険の負担割合に応ずる流れにはなっている。

○会長

現在、非課税の人の3%負担は無くなっているのか。

○事務局

現在はない。3%負担の廃止については、高齢者人口が増加する中で将来に向けて持続可能なサービス提供をする観点から平成22年度の保健福祉審議会で審議し、一律1割負担とした経緯がある。低所得者への対応については、生活に支障がないように地域包括支援センターなどの支援体制を含め、対応するという事になった。

○委員

浴槽交換は、故障を理由としたものは対象外で、身体状況を鑑みて新しい浴槽に交換していただけるということか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

一人暮らしの高齢者が対象といった要件ではないのか。

○事務局

そのような要件ではない。

○委員

家族も同じ浴槽を利用できるということか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

家族に収入に応じた制限はないのか。

○事務局

家族の所得制限はなく、あくまでも対象者の要介護認定結果に準ずる。

○会長

介護保険での住宅改修の想定は、対象者が要介護状態になった場合に家族の介護負

担・危険性が増加するため、住宅改修をすることで家族の介護負担・危険性を軽減しようというのが本来の主旨である。介護保険の住宅改修の補足として市単独の一般施策で浴槽交換が対象となっている。

○委員

独居の方は入浴の際にヘルパーが必要になる。家族が同居しているとヘルパーの利用ができない。そういった意味では、家族の浴槽利用は可能だが、家族の介護負担は生じるとのこと。

○事務局

住宅改修費給付事業の目的として高齢者の転倒予防に加えて、家族の介護負担軽減という意味合いもある。

○会長

30年度の浴槽交換の実績は73件であり、比較的に利用されている印象はある。

○会長

資料3「高齢者住宅改修費給付事業（浴槽交換）の利用者負担割合を変更した場合に想定される負担割合別件数内訳」の割合で言えば、2割負担が8.6%、3割負担が7.4%と予測されている。この点に関しての議論に絞られるかと思う。

○委員

浴槽交換をする場合、1割負担の方の最高限度額はいくらか。

○事務局

浴槽交換は37,900円である。

○委員

介護保険で2割負担の方と3割負担の方の所得の差は60万円である。2割負担の方でも1割負担の所得に近い方もいる。市民負担についてどの程度の負担が発生するか考える必要がある。

○会長

1割と2割の方は、所得上の差があまりないのか。

○委員

そのとおりである。2割負担の方が住宅改修時に1割負担の方との差を容認できるのか。その点については行政として説明責任があるのではないかと。また、実績件数も少ないので2割の方が1割になってもそれほど市の負担は変わらないのではないかと。

○委員

負担割合が増加すると住宅改修をしないという選択の方が出てくる可能性があるのではないかと。

○委員

介護保険の負担割合が3割になった際に苦情があまりなかったということであれば、介護保険と合わせることも考えられるが、負担割合が増加したことで住宅改修を躊躇し、それがもとで事故が起きたり、介護負担が増すということであれば、躊躇した方達に我々や市がどういう説明ができるのかも含めて代行サービスを提示していく必要があると思

う。

○会長

介護保険の負担割合の2割・3割と合わせて市の単独施策も負担割合を上げた場合に、市の施策である浴槽交換の負担割合が2割・3割になるなら工事を見合わせる方が出るかどうかという見込みも含め、市としてどう考えているか。

また、浴室の改修は一般的に費用が多くかかるが、改修を希望される方の相談先は市に直接なのか業者に直接なのか。また、どのような相談が多かったのか。

○事務局

相談先は地域包括支援センターや工務店が多い。

浴槽交換については、要介護認定を受けている方は、介護保険の段差解消などを併せて利用する方が多い。

○会長

市が直接相談窓口である訳でないということか。

○事務局

書類の手続きは市であるが、相談は地域包括支援センターや工務店が多い。

○会長

負担割合を増やすのであれば、サービスを受けることを躊躇する方に対するフォローは大事な視点である。

議論の主旨が介護保険制度との整合性というところから出発しており、実際に利用者のニーズがどうかという議論ではない。

一方で委員としては利用者のニーズや困っていることがどうかという意見がある。そのため、議論を噛み合わせるには、利用者のニーズを把握しているケアマネや包括の立場でないと難しい。

○副会長

負担割合が増えた方にどう配慮するかが大事である。介護保険と同等という横滑りの仕組みはいかがなものかという議論があった。介護保険と同等の扱いがよくないという話だとすると、2割・3割負担となった方でサービス利用を躊躇する方にどう配慮すべきかということであると思う。検討の仕方はいくつかあると思う。例えば、1割・2割・3割の割合の比率を考える、介護保険と同様の収入で設定をする、過去のように割合を細かく設定するといったことなど。いずれにしても1割負担のままの運用にはならないと考えられる。

○会長

現状のままで良いとはならないということ。そうなるのとどのように配慮していくか考える必要がある。

○委員

住宅改修の費用を市が7割を出してくれると言われれば良しと思うのではないか。私の家族の住宅改修の経験では、地域包括支援センターに相談し、介護認定を受けケアマネジャーが決定し、工務店を紹介して対応するという流れだった。10年前であれば工務

店でバリアフリーなどは難しかったが、今はそうではない。

西東京市は地域包括支援センターが機能しているので、生活に困っている方がいれば地域包括支援センターに相談し、訪問するという流れができている。また、医療機関から地域包括支援センターへ情報提供をすると、10年前は地域包括支援センターの関わりがないことがあったが、現在は既に情報を把握されていることが多い。地域包括支援センターの課題として、サービス利用が必要と判断されるが、拒否をする方に対し、どのようにサービス利用を促すかという点がある。逆に利用者自身に利用意向があれば相談しやすい体制にはなっていると思う。

所得に応じて負担割合を設定していた経緯を踏まえると、負担できる人には負担をしてもらう必要があるのではないかと。長期的に持続できる制度にするという観点で考えていく必要がある。

○委員

30万円かかる住宅改修に対して、自己負担が3万円であれば改修をするが6万円なら価値を鑑みて改修しないということであれば、本来その額が負担できる方にとっては必要不可欠なサービスとは言えないのかもしれない。そういった意味では、負担能力に応じた自己負担の前提で利用するサービスを適切に選択してもらうことが必要なのではないかと。第三者からしっかりと相談・助言してもらえるのであれば、負担能力に応じて便益を本人も考えて納得してサービスを利用してくれると思う。その際には応分の負担割合は揃っていたほうが良い。

一方で、サービスが本当に必要な方が受けられない事態は避けるべきであり、相談には丁寧に対応すべき。また、本人にとってそのサービスが今は必要がないと考えられる場合には、そうした助言もするべきかもしれない。

○委員

例えば健康保険制度だと、負担割合は段階を増やして払える人に払ってもらう。所得に応じて3割でなく4割や5割という方法もあるかもしれない。ただし、家庭によって事情が異なるので一概には言えない。このサービスは誰のための制度なのか。一律に対応するのはいかがなものか。

○委員

30万円かかるところを3割負担でやってもらえるのはいいなと思ってしまう。介護保険でのデイサービスなどは日々のことで費用がかかるが、浴槽は一度交換したら何回も交換するわけではないことを考えると、3割負担で済むのであれば理解できないわけではない。

○委員

公平性からいうと介護保険に合わせた方がいいと思っていたが、地域で生活していると様々な話を聞くので、判断が難しい。

○委員

介護保険と抱き合わせでサービスを利用していることが多いということでは、負担割合を揃えることは一案かと思う。一方で、住宅改修は一回で見える額が大きなものとな

るので、利用者自身の将来への考え方や、老後2千万円貯蓄がないと暮らしていけないという話題が出ている中で躊躇をする方が出てくるかもしれない。一度躊躇をすると自ら再度、住宅改修を検討することが難しいかもしれない。そこで、再度、必要性を鑑みて申請を促すことができるようなサービス提供の丁寧さがあれば、介護保険との負担割合の整合性を合わせるのは良いのではないかと思う。

○会長

意見をまとめると、介護保険と同様の負担割合はやむを得ないが、十分な説明や何らかのフォローが必要であるという意見が多い。自己負担が増加することで本来サービス利用が必要な方がサービスを利用しないということがないように、対応には十分配慮する必要があるというのが皆様の一統した意見かと思う。

事務局から今日の意見を踏まえ次回答申案文を考えてもらって何らかの形で文案を作り、それに基づいて意見をいただければと思う。